

幼保連携型認定こども園

めばえの森かんこうのしおり（重要事項説明書）

【2026年度入園版】

1 運営主体

運営者の名称 社会福祉法人 高関保育会
代表者氏名 理事長 岸 織江
所在地 高崎市高関町13-1
電話番号 027-323-4347

2 めばえの森かんこうの概要

名称	幼保連携型認定こども園 めばえの森かんこう		
所在地	高崎市高関町13-1		
電話番号	027-323-4347		
施設長氏名	松岡 日輪子		
開設年月日	令和7年4月1日		
利用定員	1号認定こども(教育標準時間認定)		15人
	2号認定こども(保育認定)		63人
	3号認定こども(保育認定)	0歳児	18人
		1・2歳児	39人
本園の基本理念・方針	・保育の理念「生きる力の基礎を培う」 子ども一人一人と丁寧に関わり、気持ちを受容的・共感的に受け止め、自己肯定感や基本的信頼感を育む。 ・保育方針「見守る保育」「子ども主体の保育」 ・保育目標 ①自分の気持ちを表現できる子ども 「コミュニケーションの基礎作り」 ②やる気と興味を持って取り組む子ども 「主体的に行動する力を育む」 ③健全な心と体を持つ子ども 「遊びを通して心身を育む」		

3 施設の概要

敷地面積	1139.87㎡
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 727.96㎡
主に使用する施設の内容	・乳児室・ほふく室 132.56㎡ ・保育室 4室 面積212.07㎡ ・遊戯室 1室 面積73.224㎡ ・園庭 面積734.07㎡
設備の種類	冷暖房あり 1階保育室床暖房あり

4 利用定員ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	午前8時30分～午後12時30分
預かり保育	月曜日～金曜日 教育時間前～教育時間終了後 閉園まで(別途追加料金有) 土曜日 教育時間終了後～閉園まで (別途追加料金有)
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時～午後4時(8時間)
延長保育	【保育標準時間認定を受けた方】 午後6時～午後7時…30分毎に50円 【保育短時間認定を受けた方】 午前7時～午前8時、午後4時～午後5時59分 …1回50円 午後6時～午後6時29分、午後6時30分～午後7時 …1回50円
開所時間	月曜日～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後5時30分
休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

※慣らし保育について…入所初月は慣らし保育期間(約2週間)となります。

※土曜保育について…利用する週の火曜日までに申し込みをしてください。

年間・月間契約もできます。(申込書は事務所です。)年間・月間契約の方で無断欠席が続いた場合は、月間・年間契約ではなくその都度の申し込みとさせていただきます。

5 職員体制

職名	人数
園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭	28人
栄養士	1人
調理員	4人
看護師	1人
事務員	1人
学校医(高崎中央病院小児科) 鈴木 隆医師	1人

学校歯科医(萩原歯科) 萩原 栄一 歯科医師	1人
学校薬剤師(高崎中央病院) 触沢 良枝 薬剤師	1人

6 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 新年度説明会 園外保育(年長・年中)
5月	親子遠足 一斉連絡訓練 内科健診 歯科検診
6月	夏祭り
7月	プール始め 0歳児お茶会 年長お泊り保育(倉淵・相間川温泉)
8月	
9月	保育参観(2歳児)
10月	スポーツフェスティバル 防災カフェ バス遠足(年少・年中・年長) 内科健診
11月	園外保育(2歳児～年長) 保育参観(1歳児)
12月	クリスマス会 もちつき 保育参観(年長)
1月	0歳児お茶会(保護者)
2月	豆まき 発表会 保育参観(年少・年中)
3月	遠足(年長) 観劇 修了写真撮影 ティーパーティー 卒園式

7 行事について

日程については別紙をご覧ください。様々なお仕事の方がいらっしゃいますので行事が半日で終わる場合は、その後希望に応じて午後の保育を通常通り行っています。

行事の内容についても「一斉」から「こどもがそれぞれしたいことが見つかる内容」に少しずつ変わっていきけるようにしています。大きいクラスはこどもと話し合ったり、選んだりすることを大切に進めていきます。

8 給食について

給食の方針	地産地消、手づくり、和食中心の献立をモットーに給食を提供
アレルギー等への対応	個々のアレルギーの状況を指示書・検査結果表をもとに把握し代替食を提供する。
昼食・おやつ	提供あり(自園調理) 月末に翌月の献立表を書面にて配布
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指導のもと衛生管理、食品管理をする。 ・保育室では食事提供用のエプロン、マスク、使い捨て手袋を使用し、テーブルも食事の前後は丁寧に拭くようにする。 ・調理員及び食事・授乳に携わる職員は毎月検便を行う。

15 服装について

- (1) 動きやすく、汚れてもよい服装をお願いします。
- (2) フードの服、ひものある洋服は危険です。洋服・ジャンパーはフード、ひものない物をお願いします。
- (3) 持ち物全てに名前を書きましょう。
- (4) 汚れた衣類は水洗いしビニール袋に入れ持ち帰りとなります。
(血液・下痢・嘔吐の付いた衣類はそのまま持ち帰りです。)
- (5) 華美な髪飾り・ヘアピン・カチューシャ類は付けてこないようお願いします。
- (6) 現在、様々な柔軟剤が販売されていて香が強く残るタイプの物も多くなっています。
園で使う物については(衣類・午睡布団等)極力使用しないか、香りの弱いタイプの物を使用してください。皮膚・鼻・喉・呼吸器に影響を受けてしまう子がいますので、ご協力をお願いします。

16 送迎について

- (1) 遅刻・欠席の連絡は9:15までに電話連絡をしてください。また、送迎者や送迎時間が変更になる場合も連絡をください。登園時は保護者が保育室まで付き添い、都合がある場合をのぞいて9:30までに登園しましょう。
- (2) 園舎東側に駐車場を借りています。路上駐車は近隣の方のご迷惑になるのでやめてください。
場内のオレンジ枠内は業者専用になっていますので、その他の白線枠内に駐車しましょう。
- (3) 駐車場内での事故・盗難については、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
駐車場は車の出入りが多いので、子どもたちを遊ばせないようにしましょう。

17 健康について

- (1) お子様の体調を知るために、登園前に検温をお願いします。①機嫌の善し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状態など、いつもと様子が違っていたらお知らせください。
- (2) 予防接種は計画を立てて受けましょう。尚、接種後の登園は控えてください。
- (3) 病気後の登園の目安
 - ①解熱後24時間経っていること…園では37.5℃を目安に一度連絡は入れますが気温や体温計測り方によっては体温が異なることもあります。園では微妙な時は実測計を使うようにしています。
 - ②いつも通り食事がとれること
 - ③下痢の場合、家庭で普通便を確認してから※こども家庭庁が2023年5月に一部改訂した「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づいたものです。
- (4) 医療行為に当たる為、原則投薬は行いません。受診時に医師に相談してみてください。
- (5) 「証明書」「登園届」について…別紙参照
- (6) 絆創膏、虫よけパッチ、咳止めテープを使用している場合、パッチ・テープに記名し、登園時に職員にお知らせください。誤飲の恐れがありますので取扱いに十分気をつけましょう。

18 散歩について

散歩のコース、距離に配慮し、以上児を中心に散歩に行っています。
散歩を通し身近な自然に触れたり、簡単な交通ルールを覚えていきます。

19 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

(1) 園内にポストを2ヶ所設置しています。担当は園長・主任です。第三者委員として以下の3名の地域の方のご協力をいただいています。

・渡丸俊江様 027-326-3293

・内田鶴子様 027-325-2385

・萩原和子様 027-330-3718

①直接担当にお話いただくか、ポストに投函してください。(秘密は厳守します。)

②第三者委員に相談していただく。

※受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、書面または掲示でお応えします。

20 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	毎年度、所定管轄消防署へ届出
避難訓練等	避難(火災・地震・風水害)及び消火を想定した訓練を毎月1回実施
防火管理者	松岡日輪子
防災設備	自動火災煙探知機・自動通報装置・避難誘導灯・消火器完備
防犯設備	警察ホットライン・自動通報設備・24時間防犯カメラ作動・電子施錠完備・AED・セコム・非常通報装置
避難場所	大地震・竜巻・・・園舎 火災・・・岡久保公園・正泉寺・城東小学校

(1) 緊急時には緊急連絡先に電話連絡をしたり、オフレンジャーメールでお知らせしたりします。

(2) 台風接近・降雪など自然災害が予想される場合、開園時間・閉園時間を変更する場合があります。

(3) オフレンジャー設定ガイドは卒園するまで大切に保管してください。

(4) 園では「安全計画」を策定しています。火災、地震、風水害等の自然災害に備えた訓練、不審者対策に関する訓練、有事の際の保護者への連絡手段を確認する為の訓練を行います。

※各クラスに「安全計画」を公開してありますので、ご確認ください。

21 その他の注意・お願い

(1) 園には玩具・お菓子など不必要な物は持たせないでください。鞆につけるキーホルダー等も紛失防止の為、付けないようにしてください。

(2) 住所変更・職場変更・保険証の変更がある場合には事前に園までお知らせください。

(3) 金曜日は帽子・上靴・布団一式(またはシーツセット)は持ち帰り、洗濯をして月曜日に持たせてください。※金曜日お休みの方もできるだけ取りに来てください。

(4) 写真販売はインターネットでしています。

行事の写真・・・うらの写真館

普段の生活スナップ・・・RICOH そだちえ

(5) 不審者防止について

①門扉は常時施錠してあります。インターフォンでクラスと名前をお伝えください。

②勢いよく閉めると電子錠が壊れてしまいますので扉は優しく閉めてください。

③解除ボタンは大人が押してください。

(6) 表紙に書かれている園の電話番号は必ず登録してください。

22 保険、共済の加入について

- ・ほいくのほけん、こどもえんのほけん加入
- ・スポーツ共済加入
- ・群馬県保育所等入所児死亡共済金支給制度加入

23 虐待防止のための措置について

(1) 本園は、虐待防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ②職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- ③虐待の防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施

(2) 教育・保育の提供中に、当園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに高崎市、児童相談所等の適切な機関に報告します。

24 保護者負担について

(1) 入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

①毎月の保育料…認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額

②特定負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
習い事代(年中・年長)	サッカー・スイミング・英会話	月額3,400円
習い事代(年少)	英会話	月額500円

③実費負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	主食費・副食費	主食費 年額 5,000円 副食費 月額 5,200円 ※保育認定の0～2歳児クラスは保育料に含まれる
項目(その他)・金額		
※中には一度購入すれば卒園まで買わなくてもいいものもあります		
シールノートセット	610円	帽子 オレンジ・黄 990円
集金袋	290円	帽子 ピ・緑・青 1,200円
お昼寝シート(100)	2,850円	体操服 下 3,500円
お昼寝シート(130)	3,050円	連絡ノート(0・1歳児) 154円
お昼寝シート(130)防水	4,150円	連絡ノート(2・3・4・5歳児) 160円
製作つづり	580円	英語テキスト 1,815円
月刊誌(年長児)		プールテキスト 1,100円
ICT 登園降園確認用カード	330円	

④一時預かり保育料(1号認定)

時間帯	金額
7:00～8:30 12:30～19:00	月額2,000円

⑤延長保育料(2号認定・3号認定)

時間帯	金額(1回利用)	対象
7:00～7:59	50円	保育短時間
16:00～17:59	50円	保育短時間
18:00～18:29	50円	保育短時間・保育標準時間
18:30～19:00	50円	保育短時間・保育標準時間

(2) 上記①～⑤(③の保育用品を除く)は、口座からの引き落としとします。

口座の準備ができるまでは現金で集金します。

- ・副食費、主食費…毎月26日に合算して引き落としです。(3・4・5歳児)
- ・習い事代…毎月10日に引き落としです。(3・4・5歳児)
- ・保育料…月末に引き落としです。(未満児・1号認定保育料対象児)
- ・保護者会費…年 3,000 円(入所月によって額を調整)
- ・保育用品(一部現金集金)

(3) 園外保育等の負担額については、現金で集金します。

25 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用者の内定

①1号認定子ども:本園が定めた選考方法によります。

②2号・3号認定子ども:市町村が行う利用調整によります。

(2) 利用の決定

利用契約書の締結によります。

(3) 退園について

以下に該当する場合は教育・保育の提供を終了します。

- ・退園の申出が保護者からあったとき。
- ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)。
- ・利用継続が不可能であると市が認めるとき。
- ・その他、利用を継続するにあたって重大な支障又は困難が生じたとき。